

3. 金融所得課税の制度

主な個人向け金融商品に対する課税方式[概要]

	所得の種類	課税方式	源泉徴収(税率)
上場株式の配当(大口以外)(注1) 公募株式投資信託の収益分配金	配当所得	総合課税 又は 申告不要	20(10)%(注2)
上場株式の譲渡益 公募株式投資信託の譲渡益	株式譲渡所得	申告分離課税 又は 申告不要 (源泉徴収特定口座)	20(10)%(注2)
預貯金の利子 公社債の利子 公社債投資信託の収益分配金	利子所得	源泉分離課税	20%
割引債の償還差益	雑所得	源泉分離課税	18%(国税のみ)
公社債の譲渡益 公社債投資信託の譲渡益	譲渡所得	非課税	

(注1)「上場株式の配当(大口以外)」とは、その株式の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の5%未満である者が支払いを受ける配当をいう。

(注2) 源泉徴収(税率)「10%」は、配当については平成21年3月、譲渡益については平成20年12月まで適用される軽減税率。

金融所得課税の一体化

家計金融資産の効率的活用が経済活力維持の鍵



一般個人の資産を活用



預貯金並の手軽さで株式投資できる簡素で分かりやすい税制



課税方式の均衡化：【20%定率分離課税】

- ・ 上場株式等の譲渡益：26% ⇒ 20%(申告分離課税)【13年11月改正】
- ・ 上場株式等の配当：原則総合課税 ⇒ 20%定率課税(申告不要)【15年度改正】
- ・ 公募株式投信の譲渡益：26% ⇒ 20%(申告分離課税)【16年度改正】

市場対策として軽減税率10%
(～19年(度)末まで)
【15年度改正】



～20年(度)末まで1年延長
【19年度改正】

簡素化・利便性：【税務署への申告不要】

- ・ 上場株式等の譲渡益について、特定口座を通じて源泉徴収のみで納税が完了する仕組みの導入【14年度改正】
- ・ 上場株式等の配当について、源泉徴収のみで納税が完了する仕組みの導入【15年度改正】

投資リスクの軽減：【繰越控除制度の創設等】

- ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除を創設 【13年11月改正】
- ・ 公募株投の解約・償還損益と株式譲渡損益との通算を可能に【15年度改正】

利子・配当・株式譲渡益課税の沿革

年次	利子課税	配当課税	株式譲渡益課税
昭 22	・ 総合課税 ・ 源泉分離選択可（60％） ・ 少額貯蓄非課税制度	・ 総合課税	・ 総合課税
23		・ 配当控除制度の創設	
25	・ 源泉分離選択課税の廃止		
26	・ 源泉分離選択課税の復活（50％）		
28	・ 源泉分離課税化（10％）		・ 原則非課税 （回数多、売買株式数大、事業類似は総合課税）
30	・ 非課税		
32	・ 短期（1年未満）のみ源泉分離課税化（10％）		
34	・ 長期も含め源泉分離課税化（10％）		
38	・ 源泉分離課税の税率引下げ（10％⇒5％）		
40	・ 源泉分離課税の税率引上げ（5％⇒10％）	・ 源泉分離選択課税の創設（15％） （1銘柄年 50万円未満等） ・ 申告不要制度の創設（10％） （1銘柄年 5万円以下等）	
42	・ 源泉分離課税の税率引上げ（10％⇒15％）	・ 源泉分離選択課税の税率引上げ（15％⇒20％） ・ 申告不要の税率引上げ（10％⇒15％）	
46	・ 総合課税化 源泉分離課税選択可（20％）		
48	・ 源泉分離選択課税の税率引上げ（20％⇒25％）	・ 源泉分離選択課税の税率引上げ（20％⇒25％）	
49		・ 申告不要の要件の緩和（1銘柄年 5万円⇒10万円）	

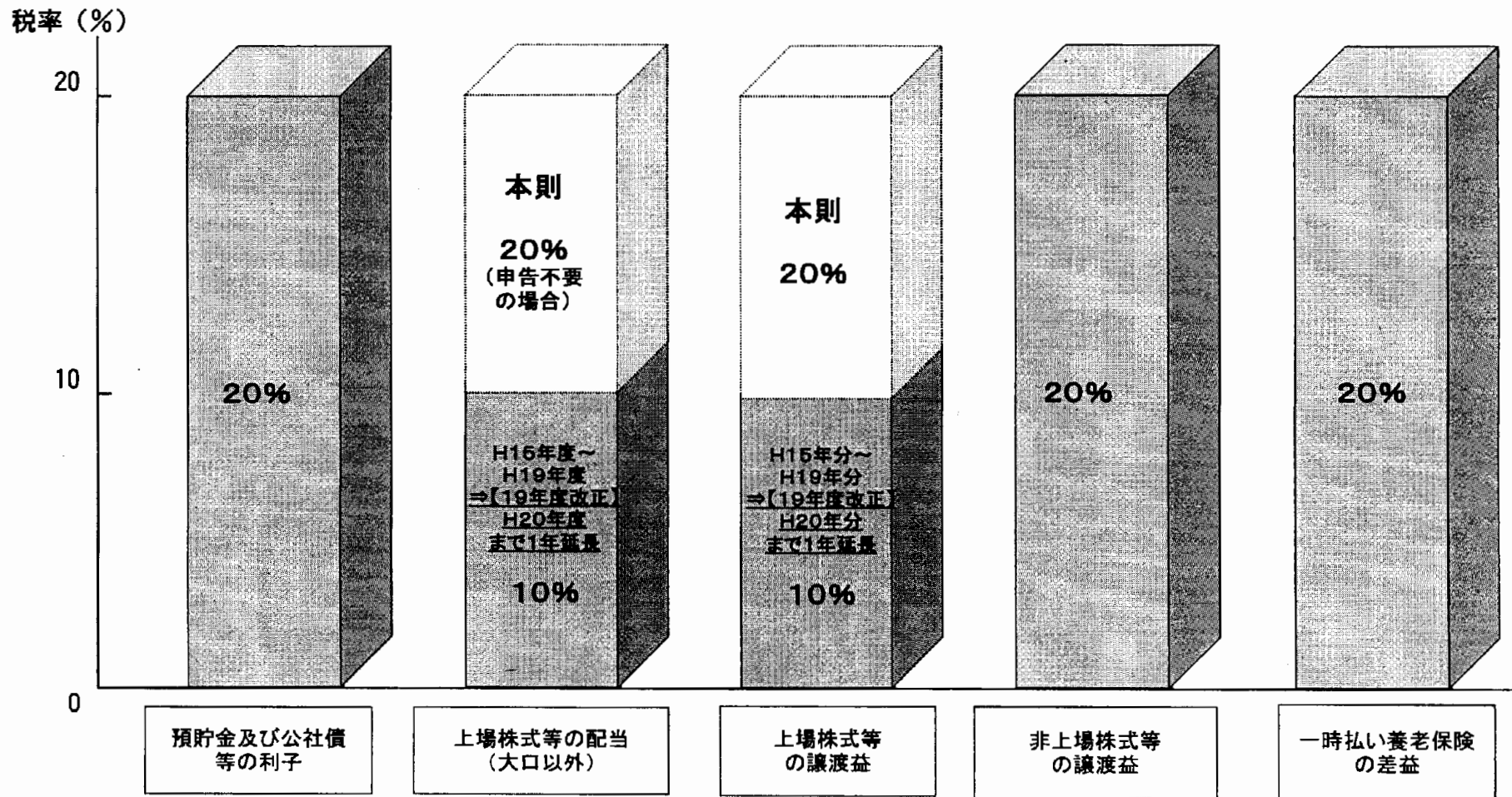
※表の税率の内書き記載のないものは、所得税のみの税率である。

年次	利子課税	配当課税	株式譲渡益課税
51	・源泉分離選択課税の税率引上げ（25%⇒30%）	・源泉分離選択課税の税率引上げ（25%⇒30%）	
53	・源泉分離選択課税の税率引上げ（30%⇒35%）	・源泉分離選択課税の税率引上げ（30%⇒35%） ・申告不要の税率引上げ（15%⇒20%）	
63	・源泉分離課税化（20%）〔所得税 15%、住民税 5%〕 ・少額貯蓄非課税制度の原則廃止 （老人等少額貯蓄非課税制度に改組）		
平元			・原則課税化（以下のいずれかの方式を選択） ・申告分離課税（26%）〔所得税 20%、住民税 6%〕 ・源泉分離選択課税（みなし利益方式）（20%）
13			・1年超保有上場株式等の100万円特別控除の創設 ・緊急投資優遇措置の創設
14	・障害者等少額貯蓄非課税制度に改組		・特定口座制度の創設
15		・源泉分離選択課税の廃止 ・上場株式等（大口以外）の申告不要の適用上限額の撤廃 ・上場株式等（大口以外）に係る軽減税率（10%）〔所得税 7%、住民税 3%〕 （平成 15 年 4 月から平成 20 年 3 月まで）	・申告分離課税への一本化 （源泉分離選択課税の廃止） ・上場株式等に係る税率引下げ（26%⇒20%）〔所得税 15%、住民税 5%〕 ・上場株式等に係る軽減税率（20%⇒10%）〔所得税 7%、住民税 3%〕 （平成 15 年 1 月から平成 19 年 12 月まで） ・上場株式等の譲渡損失の繰越控除制度の創設
16			・非上場株式に係る税率引下げ（26%⇒20%）〔所得税 15%、住民税 5%〕
19		・上場株式等（大口以外）に係る軽減税率（10%）〔所得税 7%、住民税 3%〕の1年延長 （平成 20 年 3 月まで⇒平成 21 年 3 月まで）	・上場株式等に係る軽減税率（10%）〔所得税 7%、住民税 3%〕の1年延長 （平成 19 年 12 月まで⇒平成 20 年 12 月まで）

※表の税率の内書き記載のないものは、所得税のみの税率である。

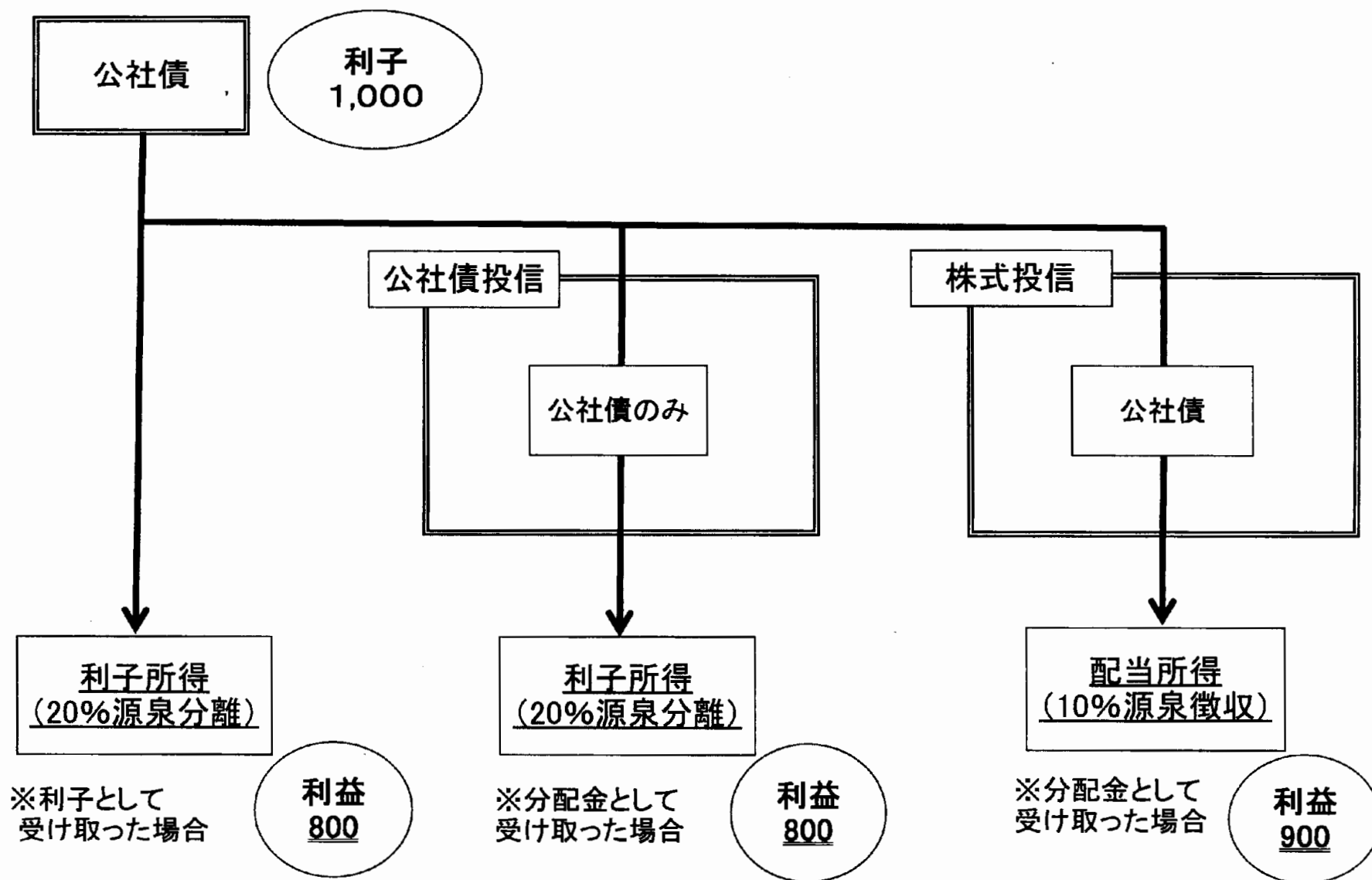
主な金融商品の税率

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適當。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。

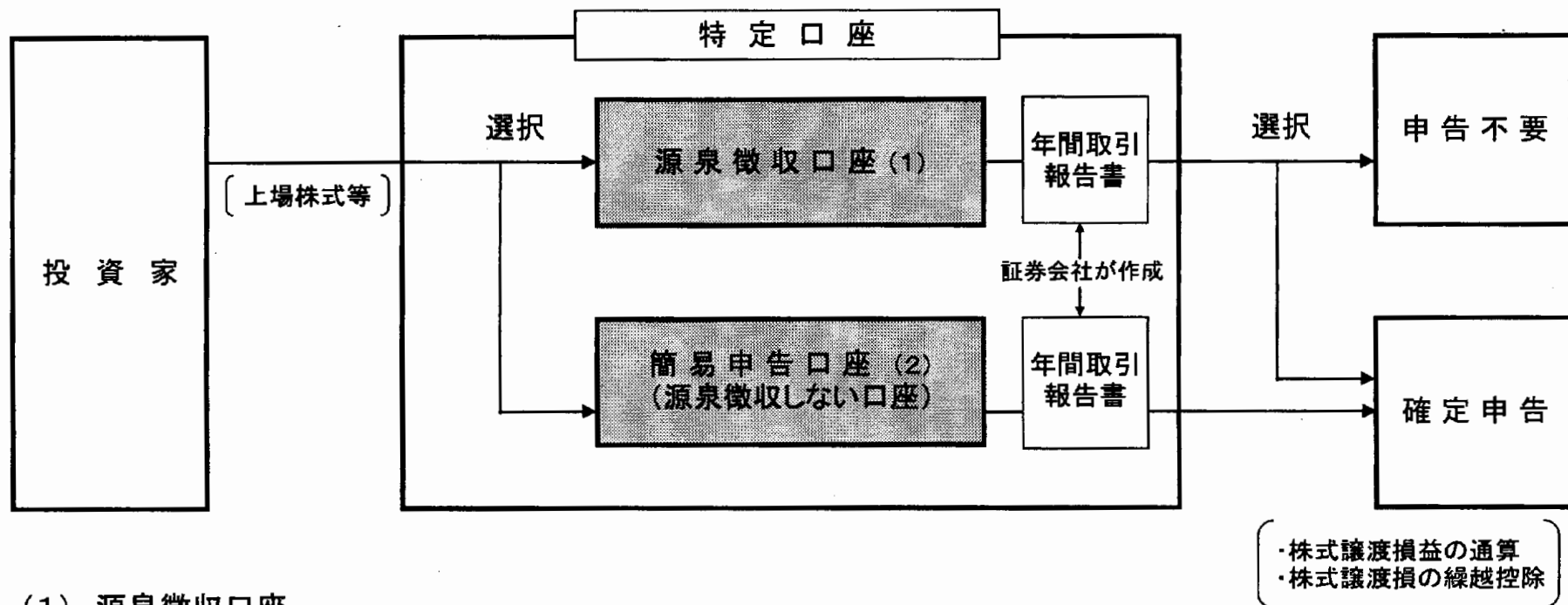


(注) 上記のほか、「定期積金の給付補てん金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。

公社債の利子、公社債投資信託の収益分配金と株式投資信託の収益分配金の比較



特定口座制度



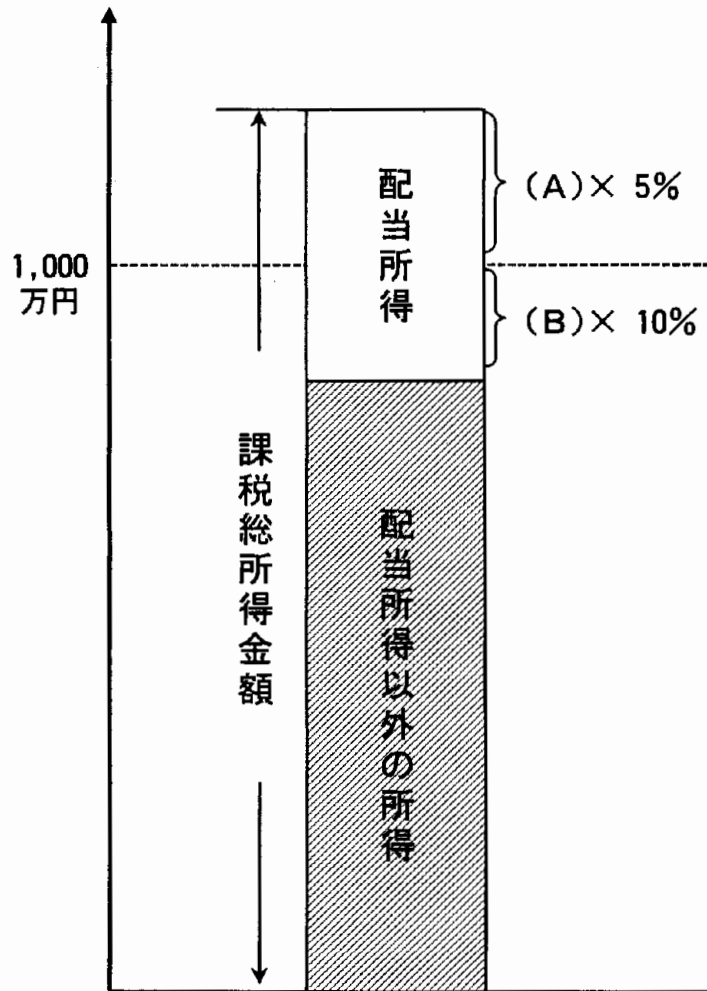
(1) 源泉徴収口座

- ① 譲渡の都度、証券会社が、投資家との間で、所得税15%・住民税5%（平成16年～20年までは所得税7%・住民税3%）の税率により、源泉徴収又は源泉徴収税額の返還を行う。
証券会社から国庫への納付は、年間分を一括して翌年1月10日までに納付する。
- ② 源泉徴収選択口座については、年間取引報告書の税務署への提出を要しない。また、確定申告の場合には、証券会社から交付される年間取引報告書により、簡便に申告を行うことができる。

(2) 簡易申告口座

証券会社に特定口座を開設した場合に、その特定口座内における上場株式等の売却による所得の金額については、他の株式等の売却による所得と区分して計算することができる。この計算は証券会社が行い、証券会社から交付される年間取引報告書により、簡便に申告を行うことができる。

配 当 控 除 制 度 の 概 要



< 配当控除額 >

・ 内国法人から受ける配当等に係る配当所得を有する場合には、次の金額を配当控除として税額控除することができる。

① 課税総所得金額が1,000万円以下の場合

配当所得の金額 × 10%
(住民税 2.8%)

② 課税総所得金額が1,000万円超の場合

(A)の部分 × 5% + (B)の部分 × 10%
(住民税1.4%) (住民税2.8%)

※ただし、税額控除額は所得税額を限度。

配 当 所 得 の 課 税 の 概 要

区 分	概 要
上 場 株 式 等 の 配 当 (大口以外)等 ^(注1)	・ 総 合 課 税 配 当 × 10～50% (所得税5～40%、住民税10%) 又 は ・ 申 告 不 要 配 当 × 20% (所得税15%、住民税5%) 【時限的特例措置】 ※10%の源泉徴収 (所得税7%、住民税3%) 〔平成15年4月～20年3月まで〕⇒【19年度改正】21年3月まで1年延長
上 記 以 外 の 配 当	・ 総 合 課 税^(注2) 配 当 × 5～50% (所得税5～40%、住民税10%)

- (注) 1. 「上場株式等の配当(大口以外)」とは、その株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の5%未満である者が支払いを受ける配当をいう。
 2. 一定の少額配当(1回の支払配当金額が10万円×(配当計算期間÷12月))以下のものについては、国税のみ20%源泉徴収のうえ申告不要を選択できる。
 3. 総合課税の場合には、配当控除の適用がある。

株 式 等 譲 渡 益 課 税 制 度 の 概 要

区 分	概 要
上 場 株 式 等 (注1)	・ 申告分離課税 譲渡益 × 20% (所得税15%、住民税5%) 又は ・ 申 告 不 要 (源泉徴収特定口座) (注2) 譲渡益 × 20% (所得税15%、住民税5%) 【時限的特例措置】 ※譲渡益 × 10% (所得税7%、住民税3%) 〔平成15年～19年まで〕⇒【19年度改正】20年まで1年延長
その他の株式等	・ 申告分離課税 譲渡益 × 20% (所得税15%、住民税5%)

(注1) 店頭登録株式、ETFは上場株式等に含まれる。

(注2) 「源泉徴収特定口座」を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。

(注3) 上場株式等の申告分離課税の場合には、3年間の譲渡損失の繰越控除〔15.1.1～〕がある。

(備考) 緊急投資優遇措置：平成13.11.30から平成14.12.31までの間に購入した上場株式等を引き続き保有し、平成17～19年に譲渡した場合には、購入額が1,000万円までのものに係る譲渡益は非課税とする。

金融・証券税制の概要(個人住民税)

- 利子割、配当割、株式等譲渡所得割は、都道府県民税となっている。
- 市町村へは、都道府県が収入した金額の一定割合が交付される。

○利子割 利子等に対する課税

税率 5% (所得税15%と合わせ、20%)

○配当割 一定の上場株式等の配当等に対する課税

税率 5% (所得税15%と合わせ、20%)

(平成16年1月1日～平成21年3月31日(延長後)の間は10%(住民税3%、所得税7%))

○株式等譲渡所得割 一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得に対する課税

税率 5% (所得税15%と合わせ、20%)

(平成16年1月1日～平成20年12月31日(延長後)の間は10%(住民税3%、所得税7%))

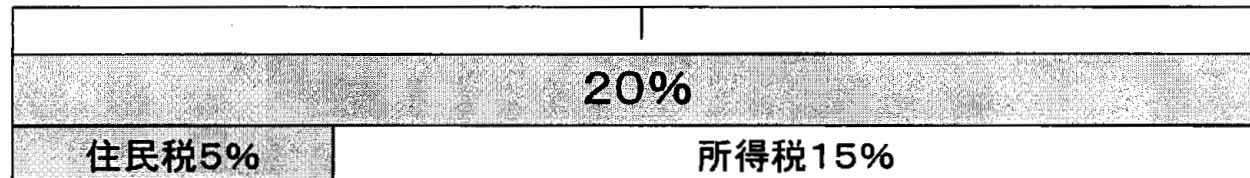
金融・証券税制における個人住民税

税率(%)

0 10 20

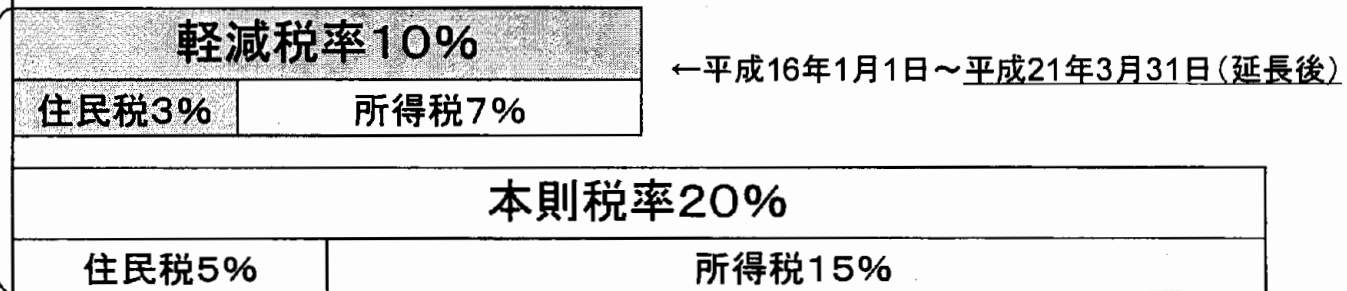
預貯金等

利子等

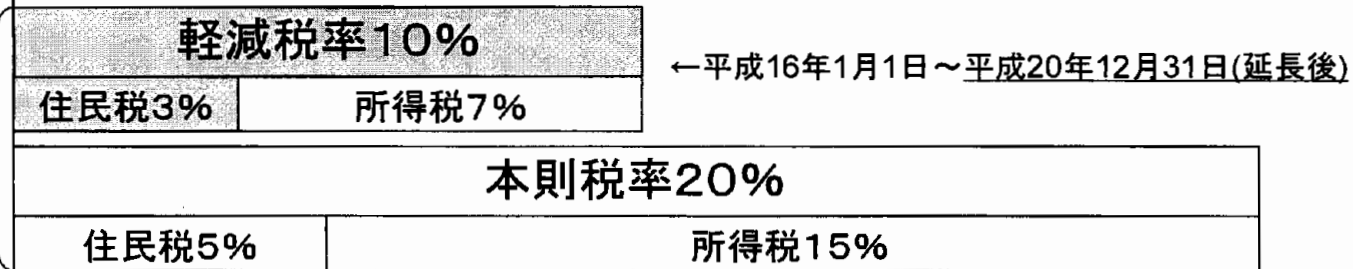


上場株式・公募株式投信

配当・収益
分配金

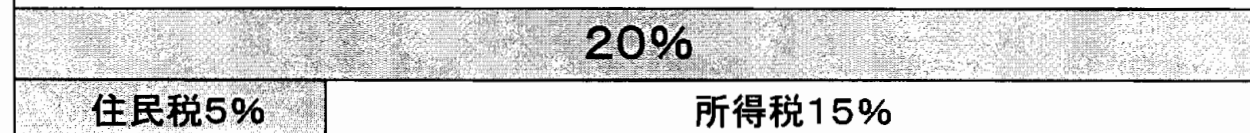


譲渡益



非上場
株式等

譲渡益



(注)「非上場株式等の配当」については、総合課税